

令和2年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク 事前質問要望等経過対応報告一覧(栃木地域:栃木第1・5地区)

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
1	嘉右衛門町	<p>【巴波川土手のかさあげと浚渫】</p> <p>2018年9月の台風後、原の橋から栃木第三小学校体育館まで、巴波川土手のかさあげ(約30cm)と、浚渫をしていただきました。2019年10月12日の台風19号では、小平町、嘉右衛門町、泉町の一部が被害を受けました。</p> <p>国の重伝建地区に指定された地域を守るには巴波川の越水が問題となります。</p> <p>益子味噌工場跡地を修復、修繕中ですが、防災避難所として活用するとのこと</p> <p>市民が安心して避難できる場所でなければなりません。</p> <p>是非、小平橋から沖の橋までの土手のかさあげと、川全般の浚渫をお願いいたします。(別紙地図有)</p>	<p>【道路河川整備課:TEL 23-2785】</p> <p>ご質問のありました、小平町地内の巴波川の護岸につきましては、左岸側が右岸側に比べ低くなっていることから、出水期になると溢水等が発生していることを確認しております。</p> <p>河川管理者の県では、溢水抑制のため、今秋、嘉右衛門橋上流左岸の堤防嵩上げの整備に着手いたします。</p> <p>また、河川の浚渫等につきましても、去る7月30日に開催されました説明会の中でも県に対し直接要望していただいたことにあわせ、市といたしましても引き続き県に対し適正な維持管理を要望してまいります。</p>	<p>【道路河川整備課:TEL 21-2785】</p> <p>現在、県におきまして、巴波川の左岸側(小平橋～嘉右衛門橋までの区間)において、堤防嵩上げ工事を実施しています。工事は、4月下旬の完了に向けて施工中です。</p> <p>来年度も引き続き、現地調査のうえ、堤防嵩上げ工事を実施予定です。</p> <p>また、巴波川の栃木第三小学校付近と嘉右衛門橋の上下流において、昨年10月に堆積土除去工事及び河床整正工事が実施されました。</p>
2	宮本	<p>【平柳1丁目の農業放棄地の雑草について】</p> <p>雑草も刈り取られ、綺麗になり周辺住民からも喜びの声をいただいております。今年も雑草が生い茂ることのないよう地権者に指導をしていただき、継続的な管理をお願いします。</p>	<p>【環境課:TEL 21-2142】</p> <p>当該地につきましては、駐車場に整備するまで所有者が適切に管理していくとの確認ができておりますことから、今後においても定期的な状況確認を行うとともに、所有者に対し、適切に管理を行うよう、引き続き指導して参ります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:環境課:TEL 21-2422】</p>
3	宮本	<p>【平柳町1-37の公園に遊具の設置を】</p> <p>市役所職員の一部には、旧態依然とした役人的・構造的な考え方の職員がいることに驚きです。市民により良い行政サービスを推進すべきだと思います。</p> <p>自治会会員から、また昨年の母子保健推進員の訪問活動の時、公園に遊具の設置希望の報告をいただいておりますので、よろしくお願います。</p>	<p>【公園緑地課:TEL 21-2413】</p> <p>遊具の設置をご希望されている公園につきましては、民間事業者による宅地開発に併せて整備した、面積209㎡の小規模な公園であり、宅地整備完了後に市に移管されたものです。</p> <p>市では、平成30年4月の都市公園法の改正による維持管理基準の法令化に伴い、特に遊具につきましては、安全性の確保がより高く求められることとなった事から、セーフティーエリアが過小な300㎡未満の小規模な公園につきましては、安全性の確保が難しいことから遊具の設置を控えさせていただいております。</p> <p>なお、都市公園法の改正により、職員等により市内の公園の安全点検を行い、安全性が確保できない老朽化や破損をしている遊具については、使用状況や、公園利用者のご意見を頂きながら、撤去している現状ですので、ご理解いただきたいと思います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:公園緑地課:TEL 21-2413】</p>
4	宮本	<p>【平柳町1-5-10付近の用水路について】</p> <p>以前は花を植え綺麗でしたが、高齢化に伴い草が生い茂っている状態です。用水路の舗装工事もおとわずかになりました。早急に完工いただきたいです。</p> <p>舗装工事後用水路と塀の間・用水路から草が生えています。舗装後の検査・監査・点検をお願いします。(別紙地図有)</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2408】</p> <p>ご要望の箇所につきましては、草花等が植えられていたことから、工事は控えておりましたが、工事が出来る状態でありますので、順次工事を実施してまいります。</p> <p>また、工事後の除草等につきましては、地先ないしは自治会等で実施していただきますよう、よろしくお願いします。</p>	<p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2408】</p> <p>令和3年3月末までに工事は完了する予定です。</p>
5	宮本	<p>【用水路の危険箇所にガードレールを】</p> <p>かましん東、東武鉄道西の用水路は大変深く、幅も広い用水路です。また、自転車・自動車・歩行者通る狭い道路です。この道路を通るたび大事故の心配をしながら通行します。</p> <p>ひとたび用水路に滑落事故が起きれば大きな事故に繋がります。宮本自治会では安心・安全な住みよい町づくりを推進している所です。安心・安全の為に用水路にガードレールの設置を要望いたします。(別紙地図有)</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2408】</p> <p>ご要望の道路につきましては、市で管理する道路ではありませんが、市道に認定していない認定外道路となりますことから、ガードレールの設置はしておりません。つきましては注意喚起のため、路肩注意杭を設置いたしました。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2408】</p>